

「横浜市中心職業訓練校施行規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

横浜市中心職業訓練校においては、横浜市中心職業訓練校条例（昭和45年3月横浜市条例第3号）の定めるところにより、職業能力開発校として職業訓練を行っています。

これに係る関連様式（入校申込書、職業訓練許可通知書、職業訓練辞退願、修了証書。以下これらを「様式類」という。）については、現在、横浜市中心職業訓練校条例施行規則（昭和45年3月横浜市規則第19号。以下「規則」という。）に定められています。

この度、規則に規定する様式類について、変更、追加等に柔軟に対応するため、規則から削除し、別に定める横浜市中心職業訓練校入校申込者の選考に係る事務取扱要綱に規定するので、規則の一部を改正します。

2 改正の概要

規則に規定する様式類について、規則から削除します。

3 公布・施行日

令和元年10月25日発行の横浜市報に登載して公布し、同日から施行します。